

かまがや消費生活センターだより第46号 理解度チェック【回答】

知っていますか？
中古車を購入するときの契約の基礎知識



【回答】

Q1: 原則的に、いったん契約が成立してしまうと、一方的に契約当事者は、契約をキャンセルすることはできない。

【答え】 ○

原則的に、いったん契約が成立してしまうと、一方的に契約当事者は契約をキャンセルすることはできません。

購入者の都合による解約は、難しいといえます。



Q2: 中古車購入の契約成立日は、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会(中販連)の注文書標準約款にある

- ①自動車登録がなされた日
- ②購入者の注文に基づく修理・改造・架装に着手した日
- ③自動車を引き渡した日

のいずれか早い日となり、例外はない。

【答え】 ×

クレジットでの支払いの場合は、「立替払契約の成立時期」(日本クレジット協会)等が契約成立時期となります。

また、「注文書に署名、捺印した時点をもって契約成立日とする」などの特約条項を採用している販売店もあるので、**必ず約款を読み**、不明な点があれば販売店に、しっかり確認しましょう。



契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなど、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所 2階商工振興課内
電話：047-445-1246 (予約優先)
時間：平日(年末年始・祝日除く)
10時～12時 13時～16時

